

教育・保育給付認定申請について

子ども・子育て支援新制度に基づき、新制度に移行した幼稚園・認定こども園に通われるお子様の保護者の方は、区の認定を受けていただく必要があります。

つきましては、**教育・保育給付認定（1号認定）を電子申請してください。**後日、園を通じて教育・保育給付認定証を交付します。

<教育・保育給付認定について>

教育・保育給付認定は、認定に係る子どもの年齢や保護者の状況によって3種類に区分され、利用する施設によって必要な認定区分が異なります。満3歳以上の子どもが、幼稚園・認定こども園（保育利用なし）を利用する場合は「1号認定」となります。

<教育・保育給付認定の有効期間>

教育・保育給付認定には認定の効力発生からの有効期間が定められています。認定区分や保育の必要性の認定事由ごとに決められています。

1号認定の有効期間は、認定の効力発生から、子どもが小学校に就学する前までとなります。

1 教育・保育給付認定に伴う申請（全員申請）

右記 QR コードから申請してください。

※申請がない場合は保育料の無償化を受けることができません。

※保育園等との併願を希望されている場合でも、教育・保育給付認定申請書等は申請してください。



【申請 QR コード】

-----以下該当者のみ-----

2 給食を利用し、かつ副食費免除を希望する方の提出書類

・給食実施園に係る副食費の免除対象であるかを確認するための書類
(令和7年1月1日現在、江東区にお住まいでなかった世帯のうち、副食費免除判定を希望する世帯のみ提出してください)

※令和7年1月1日現在江東区に住民票のある世帯は、区にて免除判定が可能なため、確認書類を送付していただく必要はありません。

※書類は郵送での受付となります。電子申請で送付できません。

副食費免除とは

新制度移行園に通う園児の給食費のうちの副食費部分（おかず代）を免除する制度です。対象者は以下のとおりです。

(1) 年収360万円未満相当（区民税所得割額77,101円未満）世帯のこども

(2) すべての世帯の第3子以降のこども

※第3子は、小学校第3学年修了前のこどもから数えます。

裏面に続きます。

※4月から8月分については前年度税、9月から翌年3月分については当年度税で判定を行います。

提出対象者	提出書類
令和7年1月1日現在、江東区外の区市町村にお住まいで、現在は江東区に住所を有している保護者の方の場合	主たる家計者の ①個人番号確認書類と②本人確認書類 (申請書に記載していただいた「個人番号(マイナンバー)」を利用した自治体間情報連携により、江東区が1月1日現在居住地自治体より区市町村民税額情報を取得します。)
	【①個人番号確認書類の例】 マイナンバーカード(裏面)の写し、番号通知書の写し、個人番号が記載された住民票の写し 等
	【②本人確認書類の例】 マイナンバーカード(表面)の写し、運転免許証の写し(裏書がある場合は裏面の写しも必要です。)、パスポートの写し(本人情報のあるページ)、在留カードの写し 等 ※本人確認書類で顔写真のない書類(健康保険証の写しや年金手帳の写し等)の場合は、確認書類が2点必要になります。
令和7年1月1日現在、江東区外の区市町村にお住まいで、現在も江東区外に住所を有している保護者の方の場合	① 令和7年度 区市町村民税の納税通知書(写し) ② 令和7年度 特別徴収税額通知書(写し) ③ 令和7年度 課税証明書または非課税証明書(写し可) 上記の①～③のうち一つの提出で可
令和7年1月1日現在、海外に住所を有している保護者の方の場合	① 勤務先等からの給与証明書 等 (令和6年1月1日から12月31日までの間に支払われた給与・控除等の証明書。日本円に換算したもの)または源泉徴収票

※ 例示以外の番号確認書類や本人確認書類については、下記担当までお問い合わせください。

※ 課税証明書・非課税証明書は、区市町村民税の所得割額及び均等割額が記載されているものをご用意ください。

提出方法

教育保育給付認定の申請の際に、必要書類をPDFや画像データ(書類を携帯で撮影した画像等)で添付してください。

※書類にマイナンバー情報が含まれる場合

書類の余白に幼稚園名と園児名を記載し、下記送付先まで郵送または持参してください。

<p><送付先・問い合わせ先> 江東区教育委員会事務局学務課幼稚園係 〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 電話 03-3647-9703</p>
